

平成30年6月19日

〒500-8804

岐阜市京町2丁目2番地 端元ビル2階
端元博保法律事務所
株式会社アイエーシーインターナショナル代理人
弁護士 池田 智洋 様

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤厚美

(TEL : 052-734-8107、FAX : 052-734-8108)

申入れ書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人の平成30年4月24日付「差止請求書」に対する貴職からの同年5月6日付「答弁書」に対し、別紙のとおり申入れを致しますので、ご確認の上、貴社のご見解やご対応につき、平成30年7月19日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答下さいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴社のご回答の有無・内容及び本申入れ以降の経緯・内容につきましては、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

申 入 れ 事 項

第1 特約条項第6条（瑕疵担保責任・保証）第1項

1. 自動車が中古車である場合、価格ステッカー、車両状態説明書若しくは整備明細書に記載された前使用者の使用態様（走行距離等）から通常生じる瑕疵については、乙は一切異議を述べず、また甲は瑕疵担保責任を負わないものとします。

1 申入れの趣旨

「価格ステッカー、車両状態説明書若しくは整備明細書に記載された前使用者の使用態様（走行距離等）から通常生じる瑕疵」との記載を、「価格ステッカー、車両状態説明書若しくは整備明細書に記載された前使用者の使用態様（走行距離等）から通常生ずる性能劣化、外形上の傷」と、改めてください。

2 申入れの理由

貴社は、答弁書において、本条項が対象とすることを予定しているのは、登録年数、走行距離などの情報により一般人が推測できる通常の瑕疵であって、深刻な瑕疵はこれに当たらないので消費者契約法第8条第1項第5号に抵触しない旨述べておられます。その趣旨は、「価格ステッカー、車両状態説明書若しくは整備明細書に記載された前使用者の使用態様（走行距離等）から通常生ずる性能劣化、外形上の傷」を指すものと理解できます。しかし、法律上、「瑕疵」とは、「その物が通常有すべき品質、性能を有していないこと」をいい、極めて広範囲なものを含む概念であり、上記条項からは、必ずしも、「価格ステッカー、車両状態説明書若しくは整備明細書に記載された前使用者の使用態様（走行距離等）から通常生ずる性能劣化、外形上の傷」を指すものと一義的に理解できません。

そこで、趣旨を明確化し、貴社と契約する消費者が、貴社に対しどのような場合に瑕疵担保責任を追及できるか判断に困難を生じさせないため、前段の、「通常生ずる瑕疵」との記載を、「通常生ずる性能劣化、外形上の傷」と改めてください。

第2 特約条項第6条（瑕疵担保責任・保証）第2項

2. 乙は、自動車の引渡時に、その外観、装備等につき瑕疵がないことを確認するものとし、何らかの瑕疵がある場合は、引渡を終了した後は異議を述べることができないものとします。

1 申入れの趣旨

隠れた瑕疵を除くことを明記してください。

2 申入れの理由

貴社は、答弁書において、同条項につき、「外観、装備等という、見聞が可能な部分において、顧客が充分発見できる瑕疵については」「申告された瑕疵以外、瑕疵としない。」と

いうものであり、隠れたる瑕疵には適用されないので、消費者契約法第8条第1項第5号には抵触していないと述べておられます。しかし、同条項の記載からは、必ずしも、隠れた瑕疵がある場合を除外するようには読み取れず、消費者が、貴社に隠れた瑕疵についての責任を追及できないと誤解するおそれがあります。

したがって、隠れた瑕疵については除くことを明記してください。

第3 貴社に条項の修正をする権限がないとのご主張に対して

貴社は、上記「特約条項」につき、貴社が株式会社ブロードリーフのシステムを採用しており、そのシステムの一環として作成した契約書を使用しているため、貴社に条文の修正の権限はない、と主張しておられます。

貴社と株式会社ブロードリーフとの契約関係、契約内容は存じませんが、上記「特約条項」は、貴社が消費者との間で契約を締結する際に使用されているものであり、貴社が法的主体として責任を持って定め、使用しているはずで、当団体は、上記「特約条項」の使用者である貴社に対し申入れをしているのであり、貴社の責任におかれて修正されることを求めます。

以上